

**令和4年度**

**第16期第21回海区漁業調整委員会  
議事録**

**令和5年1月24日  
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和5年1月24日(火) 午前10時から11時13分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

#### 議題

- 1 議案1 定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の三重海区漁場計画の作成に係る公聴会の開催について
- 2 議案2 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について
- 3 議案3 三重県資源管理方針の変更について
- 4 報告事項1 全国海区漁業調整委員会連合会会長・副会長会議の結果について
- 5 その他
  - (1) うなぎ稚魚漁業の許可化について
  - (2) 第20回海区漁業調整委員会における資料6の差し替えについて
  - (3) 次回の委員会日程について

#### 出席委員

浅井利一 矢田和夫 掛橋 武 小川和久 永富洋一  
濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男 古丸 明  
木村妙子 千田良仁 大倉良繁 木村那津子

斜体字：Web出席

#### 欠席委員

藤原隆仁

#### 事務局

事務局長 林 茂幸  
主幹 増田 健  
主査 葛西 学

#### 行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(資源管理班)

副参事兼班長 勝田孝司  
技師 岡野健次

(漁業調整班)

課長補佐兼班長 森田和英  
係長 程川和宏  
主任 中瀬 優  
技師 田代真帆

#### 傍聴者

なし

計 23名

○浅井会長

それでは、ただいまから第 21 回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数 15 名中、藤原委員が欠席で、Web による出席を含め出席委員が 14 名です。委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として永富委員と千田委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1「定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の三重海区漁場計画の作成に係る公聴会の開催について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 1-1 ページをご覧ください。議案 1 につきましては、令和 5 年 1 月 6 日付け農林水第 24-4276 号で三重県知事から諮問書が提出されております。

内容につきましては、海区漁業権の一斉切替えに係る海区漁場計画の作成に関して、漁業法第 64 条第 4 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。当委員会が海区漁場計画の作成に関して知事に意見を述べようとするときは、漁業法第 64 条第 5 項の規定に基づき、公聴会を開催し利害関係人の意見を聴く必要がありますので、その開催についてお諮りするものです。海区漁場計画の内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中瀬主任）

この計画は各漁協へのヒアリングを行い、素案を作成したうえで各漁協に確認をいただき、中部地方整備局や海上保安部等との関係者協議や各漁場に係る利害関係人の意見聴取を経て、案として作成しています。

それでは個別の内容について説明します。

定置漁業について 1-2 ページをご覧ください。計画件数は 29 件です。現漁業権数 33 件のうち 28 件が現漁業権と同様で、資源管理の状況報告も提出され、行使されている状況を確認しています。適切かつ有効に活用していれば、従前と全く同じか概ね等しい類似漁業権を設定することになっています。なお、類似漁業権については、現漁業権者が申請すればそのままその者が優先的に免許者になることになっています。廃止は 5 件です。こちらはヒアリング等で調査したところ、行使実態がない相差地区、三浦地区、大曾根地区、甫母須野地区、木本地区沖側の 5 件です。合理的な理由がなく、適切かつ有効に活用されていない場合には、類似漁業権を設定しないことになっていますので、これらのうち 4 つはこのまま廃止します。要望があれば検討し、新規扱いで設定することになります。甫母

須野地区の定置に関しては、行使がなかったのですが、地区で共同漁業権を有する熊野漁協から漁業権の設定要望がありましたので新規扱いで設定しています。それが新規1件であがってきています。

なお、定置漁業権は、漁業法で個別漁業権として設定することとなっており、身網の水深が27m以上のものが定置漁業権の対象となり、それより浅いところの定置は共同漁業権に基づく小型定置漁業になります。

1-3ページからの一覧表の条件で「レーダー」としているものは、夜間標識及びレーダー反射板を設置するという意味です。連絡図、一覧表に関しては、定置小委員会で事前に協議いただいております、後程小委員会での結果を報告いただければと思います。

続きまして、区画漁業のうち藻類養殖業については1-7ページからになります。計画面数394件です。現漁業件数は384件あり、うち変更は38件で類似漁業権として設定し漁場計画を作成しています。主な変更内容は、特に内湾ではあおのり養殖やすじあおのり養殖の生産性の向上のための区域変更や移動、養殖生産物の変更に係る漁業時期の変更、関係地区の拡大などがあります。変更した数には含めていませんが、すべての区画において、現在はのり養殖業やかわかめ養殖業など、それぞれの養殖対象種によって名前が決められていましたが、今回、「藻類養殖業」として、大きくくりさせていただきました。大きくくりで名前を決めても良いことが水産庁から認められています。ただし、今後免許申請の際には行使規則を同時に提出していただきますが、各漁協の行使規則のなかで「藻類養殖業」のうち何を養殖するのかを管理していただくこととなります。漁業の時期についても基本的には「藻類養殖業」という取り纏めにはなっていますが、現在、くろのり養殖の固定柵では9月から4月末まで。浮き流しでは11月1日から4月末日までと、それぞれ漁業の時期が決められており、それに準じるような時期を設定していただきます。

廃止20件は行使実態がない漁場です。主に伊勢湾内の東大淀地区から有滝地区までのくろのり漁場で廃止が多くみられています。また、あおのり漁場などにもいくつか廃止があります。

新規は30件で、英虞湾や五ヶ所湾でのあおのり養殖、尾鷲のひろめ養殖について漁場設定があります。また、魚類養殖場でひろめの複合養殖を計画するところが数か所あります。この新規の区画について、個別漁業権として個人が行うのものと、団体漁業権として漁協等の団体が行うものの別に関しては、基本的には県が決めるものとなっています。その根拠や決定した要件として、新規要望があがっているところはすべて漁協からの要望で、複数人が養殖する可能性があるため団体漁業権として計画を作成しています。

漁業権に関する条件について、一覧表に「夜間標識」と「レーダー」があります。「夜間標識」は夜間標識設置、「レーダー」は夜間標識に加えレーダー反射板設置が必要という条件になっています。なお、連絡図と一覧表の1-8ページから1-11ページまでは内湾小委員会、1-12ページから1-30ページまでは伊勢湾口小委員会、1-31ページと1-32ページは外海小委員会でそれぞれ事前に協議していただいております。

次に1-33ページからの魚類養殖業についてです。計画面数は66件あり、現漁業権数から2件減ります。変更は18件で、区画の拡大、縮小が1件ずつ。その他は主に漁業者の減少に伴い、隣接する区画もあわせて漁場を管理するため関係地区を変更しています。

廃止は3件で、行使実態がなくなったと聞いています。

条件については夜間標識の他に筏台数の設定をしています。7m×7mの養殖施設を基準として、台数を制限しています。「夜間標識」に関しては藻類と同じです。連絡図と一覧表の1-34ページから1-35ページまでは伊勢湾口小委員会、1-36ページから1-39ページまでは外海小委員会で事前に協議していただいています。

続いて1-40ページはくろまぐろ養殖業です。計画件数は5件で現漁業権数と変わらず、すべて変更なしです。類似漁業権として同じ内容で計画を作成しています。

条件としては、くろまぐろの資源管理が厳しくなっており、水産庁の指導により小割の台数、形状等について制限しています。詳細は1-42ページのとおりです。団体漁業権と個別漁業権があり、3件は団体漁業権、2件は個別漁業権です。連絡図と1-41ページの一覧表のうち、公示番号1501から1503は伊勢湾口小委員会、1504と1505は外海小委員会で事前に協議していただいています。

続いて、1-43ページからが貝類養殖業です。計画件数は127件です。現漁業権数は122件、現漁業権と同様の内容が109件、変更は6件です。変更内容は、区画の縮小3件、拡大1件、関係地区の追加2件です。新規は12件で的矢湾や英虞湾の周辺などで真珠や真珠母貝、藻類を廃止する代わりに貝類養殖を行う区画が多いと聞いています。廃止は7件で、ヒアリング等において行使実態がないことを確認しています。

条件としては「夜間標識」の他に「真珠母貝禁止」と「カキ類禁止」があります。「真珠母貝禁止」は、真珠母貝養殖が別免許のため貝類養殖として養殖しないでくださいということです。「カキ類禁止」は、主に英虞湾内等、近隣で真珠養殖を行っている場合の漁業調整のためです。

貝類養殖業についても藻類同様に漁業の名称を「貝類養殖業」に変更しています。これまでは「貝類養殖業(垂下式)」としていましたが、他の生産県で行われている抑制柵や杭を打ちロープを渡してカゴで飼う方式などにも対応できるよう変更しました。こちらも藻類と同様に、垂下式で養殖するのか固定柵等で養殖するのかは、各漁協の行使規則で管理していただくことになります。連絡図と一覧表の1-44ページから1-52ページまでは伊勢湾口小委員会、1-53ページと1-54ページは外海小委員会で事前に協議していただいています。

最後に1-55ページからの共同漁業についてです。計画件数は147件です。現漁業権数は149件あります。ここで資料の訂正をお願いします。現漁業権と同様が89件とありますが、90件としていただき、変更の58件を57件としてください。訂正してお詫びいたします。

変更の中身は、漁業名称の廃止と追加がほとんどで、現漁業権の範囲内での変更がほぼ全てです。ただし、1-56ページの共第6号については、貝類が生息する志登茂川の河口から国道23号線までの間を拡大しています。

なお、変更件数には計上していませんが、全体に関することとして、いせえび漁業とあわび漁業について、現在は漁業の時期にあわせて時期を設定していますが、一律に漁業時期を1月1日から12月31日に変更します。今までは漁獲できない時期は漁業調整規則で縛る形で補完してきましたが、漁業法が改正され資源は共同漁業権者が管理する考え方になっていますので、特にあわび、いせえびに関しては、周年継続的に漁場に生息しているなかで、年中管理が求められる水産資源であることから、周年に変更しています。な

お、近隣県もそのようにしていると聞いています。

連絡図と一覧表については、1-56 ページから1-62 ページまでは内湾小委員会、1-63 ページから1-107 ページまでは伊勢湾口小委員会、1-108 ページから1-122 ページまでは外海小委員会で事前に協議をしていただいています。

説明は以上です。

○浅井会長

ありがとうございました。

続きまして定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の三重海区漁場計画の作成については、各小委員会を開催して事前に協議をしております。小委員会の協議結果について、各小委員長から報告をお願いします。

まず、定置小委員会の報告を小川小委員長からお願いします。

○小川委員

それでは定置小委員会の審議結果について報告します。

1-124 ページを見てください。

定置漁業権は現在 33 件あり、このうち現漁業権と同様が 28 件、廃止が 5 件、新規が 1 件あり、海区漁場計画の件数は 29 件となります。

廃止 5 件の内訳は、現状で行使実態がなく、今後も行使される見込みがないものが 4 件、廃止・見直しのうえ新規に計画されるものが 1 件です。

全体をとおして計画内容については、関係者の聴き取り結果や利害関係人からの意見聴取に基づいており、委員から特段の意見は出ておりませんでした。

なお、計画内容には関係しませんが、定置漁業権数が 10 年前の 40 件から今回の計画件数である 29 件まで減少していることを憂慮する発言がありました。

定置小委員会の結果については以上です。

○浅井会長

ありがとうございました。

続きまして、内湾小委員会の報告を矢田小委員長からお願いします。

○矢田委員

それでは、内湾小委員会の審議結果について報告します。

1-126 ページを見てください。

区画漁業権については、藻類養殖の漁業権は現在 63 件あります。このうち現漁業権と同様が 35 件、変更が 17 件、廃止が 11 件あり、海区漁場計画の件数は 52 件となります。

主な変更内容としては、漁場区域の変更や関係地区の見直しなどとなっています。廃止 11 件は、現状で行使実態がないためのものです。

続いて、共同漁業権については、現在 24 件あり、このうち現漁業権と同様が 15 件、変更が 9 件あり、海区漁場計画の件数は 24 件となります。主な変更内容は、漁場区域の変更や漁業名称の追加又は削除です。

委員から共同漁業権を河川区域に拡大することについて他の漁業権等に影響がないため拡大できるのか、との質問があり、水産資源管理課からその通りであり、県土整備部等とも協議済みである、との回答がありました。

全体を通して計画内容については、関係者の聴き取り結果や利害関係人からの意見聴取に基づいており、委員から特段の意見は出ておりませんでした。

内湾小委員会の結果については以上です。

#### ○浅井会長

ありがとうございました。

伊勢湾口小委員会の報告については、藤原小委員長が欠席ですので事務局から報告願います。

#### ○事務局（増田主幹）

それでは、伊勢湾口小委員会の審議結果について報告します。

1-129 ページを見てください。

区画漁業権から報告します。藻類養殖の漁業権は現在 304 件あり、このうち現漁業権と同様が 281 件、変更が 17 件、廃止が 6 件、新規が 23 件あり、海区漁場計画の件数は 321 件となります。

主な変更内容としては、漁業時期の変更や区域の拡大などです。廃止 6 件は、すべて現状で行使実態がないためのものであり、うち 2 件は新たに貝類養殖の漁業権を設定します。新規 23 件は、生産性向上や魚類養殖との複合養殖のためです。

次に、魚類養殖の漁業権は現在 31 件あります。このうち現漁業権と同様が 29 件、廃止が 2 件であり、海区漁場計画の件数は 29 件となります。廃止は 2 件とも現状で行使実態がないためのものであり、うち 1 件は新たに貝類養殖の漁業権を設定します。

次に、くろまぐろ養殖の漁業権は現在 3 件あります。3 件とも現漁業権と同様であり、海区漁場計画の件数は 3 件となります。

次に、貝類養殖の漁業権は現在 110 件あり、このうち現漁業権と同様が 101 件、変更が 6 件、廃止が 3 件、新規が 9 件あり、海区漁場計画の件数は 116 件となります。

主な変更内容としては、生産性向上のための区域の拡大や関係地区の追加などです。廃止 3 件は、現状で行使実態がないためのもので、うち 1 件は藻類養殖の漁業権を設定します。新規 9 件は、かき養殖などの生産性を高めるためです。

続いて共同漁業権については、現在 91 件あり、このうち現漁業権と同様が 51 件、変更が 38 件、廃止が 2 件あり、海区漁場計画の件数は 89 件となります。

主な変更内容としては、漁業名称の変更や漁業時期の変更です。廃止 2 件は現状で行使実態がないためのもので

全体を通して計画内容については、関係者の聴き取り結果や利害関係人からの意見聴取に基づいており、委員から特段の意見は出ておりませんでした。

伊勢湾口小委員会の結果については以上です。

○浅井会長

ありがとうございました。

続きまして、外海小委員会の報告を掛橋小委員長からお願いします。

○掛橋委員

それでは外海小委員会の審議結果について報告します。

1-133 ページを見てください。

区画漁業権から報告します。藻類養殖の漁業権は現在 17 件あります。このうち現漁業権と同様が 10 件、変更が 4 件、廃止が 3 件、新規が 7 件あり、海区漁場計画の件数は 21 件となります。主な変更内容は、生産性向上のための区域の拡大や移動などです。廃止 3 件は、すべて現状で行使実態がないためのものです。また、新規 7 件の内訳は、ひろめ養殖 6 件、はばのり養殖 1 件となっています。

委員から、試験養殖をしていたひろめ養殖が 6 件新規で計画されていることについて、藻類養殖業の存続期間中の継続した漁場利用を心配する質問があり、水産資源管理課からは、免許を得ないと養殖生物を販売できないこと、存続期間中は行使状況を定期的に判断していくとの回答がありました。

次に、魚類養殖の漁業権は現在 37 件あります。このうち継続が 18 件、変更が 18 件、廃止が 1 件、新規が 1 件あり、海区漁場計画の件数は 37 件となります。主な変更内容は、関係地区の追加や区域の変更などとなっています。廃止 1 件は現状で行使実態がないためのものです。また、新規 1 件は定置漁業で漁獲されたサバ等を養殖する計画です。

次に、くろまぐろ養殖の漁業権は現在 2 件あります。2 件とも現漁業権と同様であり、海区漁場計画の件数は 2 件となります。

次に、貝類養殖の漁業権は現在 12 件あります。このうち現漁業権と同様が 8 件、廃止が 4 件、新規が 3 件あり、海区漁場計画の件数は 11 件となります。廃止 4 件は、すべて現状で行使実態がないためのものです。また新規 3 件の内訳は、かき養殖 2 件、ひおうぎ養殖 1 件となっています。

次に、共同漁業権は、現在 35 件あり、このうち現漁業権と同様が 24 件、変更が 11 件あり、海区漁場計画の件数は 35 件となります。主な変更内容は、漁業名称の追加、変更または削除です。

委員から、異なる漁業権の区画同士が重なり合う場合の要件について質問があり、水産資源管理課から関係者の同意が図られており、かつ魚類と藻類のように複合養殖が可能なもの、との回答がありました。

全体を通して計画内容については、関係者の聴き取り結果や利害関係人からの意見聴取に基づいており、委員から特段の意見は出ておりませんでした。

外海小委員会の結果については以上です。

○浅井会長

ありがとうございました。

それでは、議案 1 について水産資源管理課からの説明と、各小委員長からの報告を踏まえまして、委員会として審議をしてまいります。



○秋山委員

くろのり養殖の減少がみられ、水温の上昇や栄養塩の減少が原因と思われませんが、三重県の場合は、あおのり養殖への転換が進んでいるようにみえます。他の地域ですと、例えば東北でも水温が高くなり、あおのり養殖の減少対策として陸上養殖が試されている状況があります。三重県の場合、あおのりへの水温による影響、あるいは成長を妨げるような状況は認められてはいないのですか。

○水産資源管理課（森田課長補佐兼班長）

関係者からの聴き取りですと、のり芽が生えてくるのが遅いという話は聞いています。生産量についてもその分減ることになりますが、くろのり養殖に比べ、育成が簡単で資材も安価など経営が成立し易いこともあって、近年あおのりの方に移行する傾向があります。また、単価も良いこともあり、すじあおのりの養殖が近年、三重県で始まっています。

○秋山委員

ヒトエグサより値段が良いわけやね。

○水産資源管理課（森田課長補佐兼班長）

四国での生産もあり、問屋のニーズも高いので、すじあおのりの生産者も増えています。

○秋山委員

ありがとうございます。

○千田委員

区画漁業権の資料について、藻類養殖とか魚類でまとめているんですけど、例えば1-7ページの藻類養殖業には「第1種区画漁業」と書いていて、1-33ページの魚類養殖業には、第1種とか書いてなくて「区画漁業」と書かれています。また、1-40ページのくろまぐろ養殖業は「区画漁業」、1-43ページの貝類養殖業は「第1種区画漁業」です。第1種と書いてある場合と書いていない場合があるのはなぜでしょう。

○水産資源管理課（中瀬主任）

すみません。すべて「第1種区画漁業」であり、資料を作成する際に付け忘れたミスです。

○千田委員

区画漁業には第1種しかないってことでしょうか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

はい。

○浅井会長

ありがとうございました。ほかにご意見はありませんか。

それでは、意見も出尽くした様ですので、公聴会を開催することとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

それでは、公聴会の開催を決定いたします。

公聴会の日程について、事務局から提案してください。

○事務局(増田主幹)

公聴会に関する規程によりますと、開催期日の1週間前までに三重県公報に登載する必要があります。本日、公聴会の開催を決定していただいたところですが、事務手続きもありますので、公報登載は1月31日(火)となる見込みです。関係者への文書による通知作業もありますので、2月14日(火)、場所は勤労者福祉会館6階研修室での開催をご提案いたします。

当日は、午前10時から午前11時まで鳥羽市から南伊勢町、午前11時から正午まで大紀町から紀宝町、午後1時から午後2時まで木曾岬町から伊勢市についての公聴会をお願いしたいと考えています。

提案内容については以上です。

○浅井会長

ありがとうございます。

委員の皆さん、日程案についていかがでしょうか。

○掛橋委員

いろいろ諸般の事情もあるやろうけど、5年、10年前の免許の一斉更新時の作業スケジュールも参考としており、提案のとおり2月14日(火)でお願いします。

○浅井会長

ありがとうございます。それでは皆さんよろしいでしょうか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

それでは、2月14日(火)10時から公聴会を開催することに決定いたします。

続きまして、議案2「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料2をご覧ください。

2-1 ページにありますように、このことについて、令和5年1月10日付け農林水第24-4274号で三重県知事から協議を受けています。三重県漁業調整規則第12条第3項の規定及び第16条第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回は中型まき網漁業及び小型機船底びき網漁業の取扱いに関する協議です。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（程川係長）

今回対象となる漁業種類がふたつあり、中型まき網漁業と小型機船底びき網漁業について説明をさせていただきます。

2-1 ページが今回の諮問に関する協議書です。2-2 ページの改正理由書をご覧ください。今回の改正についてはふたつの項目がございます。

ひとつめは、令和5年3月31日で許可期間が満了となる中型まき網漁業を引き続き営もうとするため、取扱方針を一部改正するものです。改正の内容については、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間の設定のうち、申請すべき期間を設定するものです。

ふたつめは、小型機船底びき網漁業のうち津市御殿場地先共同漁業権抹消海域の貝けた網漁業及び、餌料けた網漁業のうち三重郡川越町地先を操業区域とするものについて、令和5年3月31日で許可期間が満了となりますので、引き続き当該漁業を営もうとするために、取扱方針を一部改正するものです。改正内容については、許可の有効期間を漁業調整規則で定められた3年よりも短い1年として設定したいと考えています。

2-3 ページをご覧ください。今回ご意見を伺う内容になります。中型まき網漁業については、申請すべき期間を定めるため漁業調整規則第12条第3項に基づき、ご意見を伺うものです。小型機船底びき網漁業については、漁業調整規則第16条第1項で3年と定められた許可の有効期間の3年よりも短い1年で設定することについてご意見を伺うものとなります。

それでは改正の具体的な内容について中型まき網漁業からご説明します。2-6 ページをご覧ください。今回取扱いの改正を予定している部分は、まず1の許可の有効期間に関して、現在の令和2年4月1日から令和5年3月31日を令和5年4月1日から令和8年3月31日に改正いたします。この許可の有効期間については、漁業調整規則第16条第1項で定められている期間である3年とさせていただきたいと考えています。

続いて、2の許可又は起業の認可を申請すべき期間について、現在の令和2年2月28日から同年3月13日を今回の許可の切替えに合わせて、令和5年2月16日から同年3月3日までとしたいと考えています。申請期間を前回より少し早めていますが、日数は同等の期間をとっています。

許可の条件や制限措置等に今回の切替えに関する変更はありません。

続きまして、小型機船底びき網漁業について説明します。2-14ページをご覧ください。今回改正を予定しているのは、1許可の有効期間のうち「(1)貝けた網漁業(津市御殿場地先共同漁業権抹消海域)、餌料けた網漁業のうち三重郡川越町地先を操業区域とするもの」についてです。現在の令和4年4月1日から令和5年3月31日までを令和5年4月1日から令和6年3月31日までと改正したいと考えています。

制限措置や許可の条件についての改正はありません。許可の有効期間を3年より短い1年とする理由については、津市御殿場地先、川越町地先共に共同漁業権が設定されていない海域で操業を行うものとなります。2-26ページと2-27ページがそれぞれの操業区域ですので、参考にご覧ください。この海域での許可については、関係機関の同意を得る等、漁業調整が必要な許可となっています。1年許可で管理していきたい許可でありますので、今回の切替えについても引き続き同様に許可したいと考えています。

説明については以上です。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○浅井会長

ありがとうございました。

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは、議案2については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

ありがとうございました。

全員異議がないようですので、議案2については県原案どおりとされたい旨回答することとします。

続きまして、議案3「三重県資源管理方針の変更について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料3をご覧ください。

3-1ページにありますように、このことについて、令和5年1月12日付け農林水第24-1052号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第14条第10項の規定により準用する第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。今回は対象魚種の追加についての諮問です。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（岡野技師）

資料の説明からいたします。3-2ページからご覧ください。3-2ページから3-4ページまでが新旧対照表、3-5ページから3-21ページまでが変更後の案である三重県資源管理方針の溶け込み版です。最後の3-22ページが今回の説明のポイントです。

では3-22ページをご覧ください。今回の諮問内容を9つのポイントに沿って説明します。

1、今回の諮問の内容は、現在策定しています三重県資源管理方針の別紙その3に新たな魚種を追加するものです。

2、別紙その3に新たな魚種を追加するに至った経緯としては、現在、関係漁業者により作成・実施されています資源管理計画を令和5年度末までに資源管理協定へ移行する必要があります。そして、資源管理協定を策定する手順として、現在、資源管理計画の中に記載のある対象魚種については、各魚種、管理目標を定め三重県資源管理方針に追加する必要があります。そのため、今回の魚種の追加を行い、資源管理協定への移行準備を進めます。

3、今回、別紙その3に追加する魚種は、いせえび、とらふぐ、あわびの3魚種です。

4、新旧対照表で説明しますので、3-2ページをご覧ください。三重県資源管理方針は本紙と別紙に分かれており、まず本紙について説明します。本紙には資源管理に関する基本的な事項等が記載してありますが、その中でも、「第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針」の項目に、今回追加するいせえび、とらふぐ、あわびの3魚種について追記しています。

3-3ページをご覧ください。別紙について説明します。今回の魚種の追加では、いせえびを別紙3-1、とらふぐを別紙3-2、あわびを別紙3-3として追加しています。

5、今回追加いたします3魚種それぞれについて、「第1 水産資源の名称」、「第2 資源管理の方向性」、「第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」、「第4 その他資源管理に関する重要事項」の項目を記載しています。

では、具体的にそれぞれの項目について説明いたします。

6、「水産資源の名称」については、国が資源評価を行っている魚種はその名称を、資源評価が未実施の場合には、「標準和名（ひらがな）＋（海域名）」で記載するルールにのっとり、いせえびは、「いせえび太平洋中南部」、とらふぐは、「とらふぐ伊勢・三河湾系群」、あわびは、国での資源評価が未実施の為、「あわび類（くろあわび、めがいあわび及びまだかあわび）三重県海域」としています。

7、「資源管理の方向性」は、いせえび、あわびについては三重県で行っている資源評価結果を、とらふぐについては、国で行っている資源評価結果をもとに方向性を定めています。

いせえびについては、令和元年度に資源評価を行い、今年度資源評価の再評価を行っているため、現時点では、令和元年度の資源評価結果をもとに定めていますが、高位の資源

水準を維持することを目指すことを方向性としています。

とらふぐについては、12月に国がMSYベースに基づく資源評価結果を公表したことから、そちらで示されている親魚資源量を目標まで回復させることを方向性としています。

あわびについては、令和元年度に資源評価を行い、今年度資源評価の再評価を行っているため、現時点では令和元年度の資源評価結果をもとに定めていますが、資源水準を中位まで回復させることを目指すことを方向性としています。

8、「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」については、3魚種とも同じ記載となっており、公的制限である三重県漁業調整規則の遵守についての文言、協定への移行の促進、協定の公表、定期的な検証及び取組内容の改良の促進などについて明記しています。

「その他資源管理に関する重要事項」については、今回3魚種共に「該当なし。」としていますが、今後何か該当する場合にはこちらに記載していくことになります。

9、今回の諮問を経て、三重県資源管理方針に3魚種が追加されると、現在の資源管理計画において対象魚種がいせえび、とらふぐ、あわびである資源管理計画は順次、資源管理協定への移行が可能となります。

説明は以上です。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○浅井会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について何かご意見はありませんか。

○掛橋委員

「くろあわび」はわかるんやけど、「めがいあわび」と「まだかあわび」の名前の違いについて教えていただけませんか。

○水産資源管理課（勝田副参事兼班長）

「あか」とか「しろ」と呼ばれているものです。「しろ」には正式な種を特定しますと2種類、「めがいあわび」と「まだかあわび」があります。比較的小さめの貝が「めがいあわび」で、大きくて貝殻の吸水口の穴の部分がすごく尖っているものが「まだかあわび」です。おそらくご覧になったことがあると思います。現在、「まだかあわび」は、かなり少なくなっており、「しろ」と呼ばれているものは、ほとんどが「めがいあわび」だと思われま。資源管理方針には、標準和名で記載することとされています。

○掛橋委員

浜で我々が「あか」とか「しろ」というのはこれにあたるってわけやな。ありがとうございました。

○永富委員

「まだかあわび」が少ないって言うけども、「まだかあわび」は深いところに生息しており、獲る人が少なくなってきたるんじゃないかな。いろいろ規制するのは結構なんですけ

ど、獲る漁師や海女が少なくなってきたのが現状です。もうちょっとこのあわびがどうしたら獲れるのかを先に考えんと、規制してもあわびはだんだん居なくなります。深いところしか居なくなれば、海女も獲れなくなります。

今回の変更がいかんっていうわけではないんですけど、そういうような傾向があると思います。

○掛橋委員

あわびに開いとる穴の数が9個とか13個とかは、種類によって違うんですか。

○水産資源管理課（勝田副参事兼班長）

とこぶしとあわびの見分け方で穴の数を使いますが、申し訳ありませんが今資料を持ち合わせておりません。

○掛橋委員

「ながれこ」と呼ばれるものもありますが、あれは種が違うのですか。

○水産資源管理課（勝田副参事兼班長）

「ながれこ」と呼ばれているのが標準和名でいう「とこぶし」です。あわびのように大きくなることはなく、7cmから8cm位までです。穴の数であわびと区別する場合があります。

○掛橋委員

ありがとうございました。

○木村妙子委員

今回の方針の変更については、特に問題ないと思っているのですが、この方針になまこ類はまだ入っていないんですか。

○水産資源管理課（岡野技師）

入っていません。

○木村妙子委員

今後入る予定でしょうか。

○水産資源管理課（岡野技師）

なまこ類を対象魚種とした資源管理計画がありませんので、今のところ入れる予定はありません。

○木村妙子委員

特定水産動植物に入っているのは、国の指定ということですか。

○水産資源管理課（岡野技師）

この資源管理方針に記載されているのは特定水産資源で、TAC 管理を行っている魚種等です。なまこは別の分類になります。

○木村妙子委員

なまこは特定水産資源ではなく、特定水産動植物ですか。

○水産資源管理課（勝田副参事兼班長）

同じような名前で混乱するんですけど、TAC 管理する魚種とあわび、なまこ、しらすうなぎの名称が若干違います。今回の資源管理方針は TAC 管理をする魚種で「特定水産資源」になります。あわび、なまこ、しらすうなぎは、「特定水産動植物」になります。改正漁業法で罰則が強化され、許可なく採捕した場合は、3,000 万円以下の罰金となりました。

○木村妙子委員

まなこ類について、資源管理方針では標準和名で指定するとなっておりますけど、特定水産動物では、「なまこ」としてなまこ類がざっくりと全部対象となっております。なまこは水産生物としては重要ではあるんですけど、干潟のミミズみたいなぜんぜん食べられないなまこも全部対象となって、食べるわけでもないのに許可申請が必要で非常に煩雑になってしまっています。干潟で調査しようとしても許可が必要になります。そのため、今回の議案に関係はなく申し訳ありませんが、出来れば特定水産動植物の指定も標準和名レベルの指定に変更していただけると、今後の資源管理や調査もしやすくなるので、ご検討いただければと思います。

○水産資源管理課（勝田副参事兼班長）

特定水産動植物の指定は県ではなく、国になります。そのため、機会がありましたら国に伝えさせていただくことでよろしいでしょうか。

○木村妙子委員

はい。よろしく申し上げます。

○浅井会長

他にございませんか。

それでは、議案3については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案3については県原案どおりとされたい旨答申することとします。



続きまして、報告事項1「全国海区漁業調整委員会連合会会長・副会長会議の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料4の4-1ページをご覧ください。

前々回の委員会で開催予定の報告をいたしました、令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会会長・副会長会議が、12月6日（火）に東京都で開催されましたのでその概要について報告します。出席者は、連合会の会長海区である静岡海区会長、副会長海区である福島海区会長、福井海区会長、広島海区会長、熊本県連合海区会長、そして当海区の浅井会長並びに来賓として水産庁の担当者が参加されました。

主な議題は、「令和5年度要望活動について」であり、前回委員会において東日本ブロック会議における要望事項を報告いたしましたが、同様に日本海、西日本、九州の各ブロック会議からの要望事項を取りまとめ、連合会として令和5年度に国へ要望すべき内容が協議されました。取りまとめられた内容は、5月開催予定の総会での議案となる予定であり、具体的な要望内容は総会の結果報告などの際に改めて報告させていただきます。

報告は以上です。

○浅井会長

ただいまの説明について、なにかご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。その他事項1「うなぎ稚魚漁業の許可化について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料はございませんが、うなぎ稚魚漁業の新たな許可に係る今後の予定等についての説明です。

内容については水産資源管理課から説明させていただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（田代技師）

令和2年に行われた漁業法改正により法第132条及び漁業法施行規則第41条に基づき特定水産動植物が指定され、これらを法の規定に基づかずに採捕した場合、同法第189条に基づき、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金に処せられることになりました。また、特定水産動植物の採捕は同法第132条によって「年次漁獲割当量に基づく採捕の場合」、「漁業許可に基づく場合」、「漁業権又は組合員行使権に基づく漁獲の場合」、「試験研究又は教育実習による採捕の場合」の4つの時にしか認められないことになりました。これまで県内における全長20cm以下のうなぎの採捕は養殖用種苗の確保を目的とした特別採捕許可に基づいて行われてきました。しかし、今回の法改正により、令和5年12月から全長13cm以下

のうなぎが特定水産動植物に指定されるため、これまでのような特別採捕許可に基づく採捕が認められなくなります。このため、今回国の指導により、うなぎ稚魚漁業を許可漁業として新たに設定し、引き続きうなぎ稚魚を採捕出来る制度を創設します。具体的な手続きとしては、他の漁業許可制度と同様に海区や内水面の委員会で意見を聴いたうえで許可していきます。

委員の皆さまには今後いろいろご相談をさせていただくこととなると思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

#### ○浅井会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、なにかご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。その他の事項2「第20回海区漁業調整委員会資料6の差し替えについて」、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（増田主幹）

前回の第20回海区漁業調整委員会の資料6について、事務局の編さん間違いにより、6-1ページとなるべき資料を欠落させてしまいました。今回正しいものを配布させていただきましたので、お手数をおかけしますが差し替えをお願いいたします。

事務局からは以上です。

#### ○浅井会長

ありがとうございました。

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。その他事項3「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（増田主幹）

次回委員会

2月21日（火） 午前10時から 三重県勤労者福祉会館2階 第2会議室

議題（案）

- ・定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の三重海区漁場計画について
- ・真珠いかだへの標識の設置に関する委員会指示

#### ○浅井会長

長時間ありがとうございました。

これをもちまして、委員会を閉会いたします。